

新原の井戸水涸渇事件(1)

海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群 (18)

防衛省防衛研究所所蔵の史料に『新原採炭所近傍井水涸渇并民有地損害賠償一件』と題する綴りがあります。[JACA R (アジア歴史資料センター) RefC0609 1024100、明治27年 公文備考 土地營造外国人巻15]。

新原採炭所が稼働したことにより、周辺に鉱害が発生したのです。まずその経緯について見ておきましょう。

以下に引用したのは、福岡県知事山田為暄から海軍大臣・子爵仁礼景範に宛てた上申書です(原文は漢字・カタカナ交じり)。ちなみに山田為暄は第十代の知事で、在任期間は明治二十五年七月から二十六年五月。上申書の日付は明治二十六年一月十七日です。

「先年、本管下粕屋郡内に、新原海軍御用炭坑御開設、着々御拡張相成候処、昨廿五年四月中、突然同郡須恵村大字新原

内三、四の井水乾涸(井戸水が干上がったこと)し、漸次波及、既に同大字廿九戸に係る井水、悉く涸渇を見るに至り候。」

新原の民家二九戸の井戸水がことごとく干上がったというのですから、社会問題となったのも当然です。

実は二十六年一月十九日付、糟屋郡長渡辺檀から新原採炭所長宮地忠久宛の文書も綴じられています。そこには「村民等へ懇々説諭を加え候得共、何分承服致さず、依て此上は右に係る事件は直ちに県知事へ出願せしめ、本官より進達致候事に取斗候」と書かれています。郡長が説諭を加えねばならないほど被害者の不満が高まっていたこと、郡長と採炭所長(海軍軍人)との話し合いでは埒が明かず、話が県知事へ持ち込まれたことがわかります。それで県知事は海軍大

臣に掛け合うことになったのでしよう。また、村民は村長とともに佐世保鎮守府に事情説明のため出張することも書き添えてあります。佐世保鎮守府は新原採炭所の上部機関です。

これにも背景があり、二十五年十一月十九日、宮地所長は渡辺郡長からの照会に回答し、採炭坑口と新原中央との距離は二四〇間、その方向へはまだ一二〇間しか掘り進んでおらず、最も近い井戸でも七〇間の距離があると述べています。現在、涸渇と減水が問題になっている井戸は中央にある一三個所で、「其他は今後の採掘に於ても関係なきもの」と付け加えており、宮地所長は井戸の涸渇と採掘の因果関係を認めようとしません。山田知事の上申書の続きを読みます。「全体、同大字は丘陵の上に位し、且つ河川溝渠の流過するなきに拘わらず、従



新原村及び採炭所位置図 (民家と井戸の位置が書き込まれた部分)

来如何なる早敷に際するも、曾て井水の涸渇を見る如きことこれなく候処、這回右の如く悉皆涸渇するに至りしは、全く御用炭坑事業の爲め、水脈を吸取するより起因するに外ならざる義と認められ候。右に付ては同事務所、及当地鉱山監督署の技術官に於ても、涸渇の原因は全く採鉱業に在るものと認められたる義にこれあり、就ては関係被害人民より新原採炭所長に対し相当救済之道相立てられ度旨屢々申立候得共、事重大に亘り、何分同事務所に於て充分の道相尽くし難き趣なるに依り、今般所轄郡長を派し、佐世保鎮守府長官に対し、親しく御協議に及ばしむることに致候条、素より相当補給の道相尽され候義とは存せられ候得共、自然充分の結果を得られざることも候わば止むなく閣下の御高裁を仰ぎ候義もこれあるべく候間、とりあえず此の段、上申仕り候なり。」

(続く)